

伊達市障がい者総合相談支援センター

相談室 あい



あい・ぷらざ

あいは

伊達市にお住まいの障がいのある方、ご家族、支援者からの相談に応じ、安心して生活が送れるようお手伝いします。

ご利用方法

- ◆当センターへの「来所、電話、FAX 又はメール」でご相談ができます。
- ◆来所が出来ない場合、こちらからお伺いしてご相談することもできます。
- ◆スタッフが不在の場合があります。事前にご連絡をいただくと確実です。
- ◆**秘密**は厳守します
- ◆ご相談については**無料**です。

ご利用時間

開設：日曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時

夜間：月・火・水・木・金曜日 夜9時まで

休み：土曜日、祝日、年末年始は休み

スタッフ体制

- 管理者 1名
- 相談支援専門員5名
(1名管理者兼務)
- 相談員 2名
- 計7名 (H30/4/1 現在)

連絡先

●TEL 0142-25-3838 ●FAX 0142-82-3936

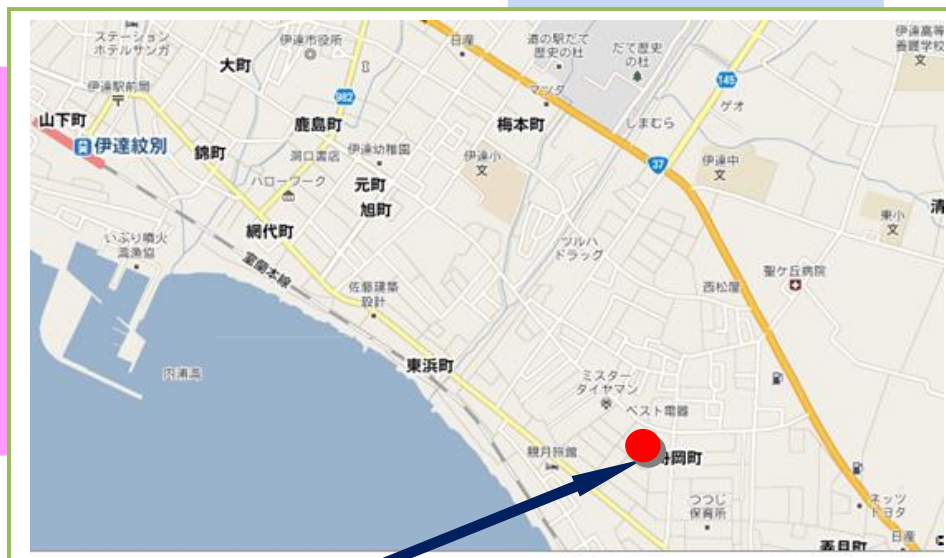
●携帯 080-1979-3838

(事務所不在時及び開設時間外は、携帯電話に転送となります)

★メー ル date-soudan-ai@dofukuji.or.jp



相談室・会議室



●住所

〒052-0014 北海道伊達市舟岡町 334 番地 9 あい・ぷらざ 1階

●事業名/事業所番号

一般相談・特定相談 0133700211 (法第51条の19/同条の20)

障害児相談支援 0173701285 (児童福祉法第24条の28)

平成30年度版

運営方針

- 1.伊達市に住む障がいのある人が地域で安心して生活できるよう、**年齢・障がい種別を問わず総合的な相談支援**を行います。
- 2.相談支援にあたっては、特定の施設や事業に偏らず、**公平性や中立性の確保**に努め、利用者本位の視点で支援を行います。
- 3.障がいのある人の地域生活支援システム構築の核となる「**伊達市地域自立支援協議会**」の**充実**を図るために、市行政・関係機関・障がい福祉サービス事業所等と**連携**をとり、地域のニーズに即した福祉の向上に努めます。
- 4.障がいのある人の地域移行促進や地域生活における権利を擁護するため、「**ピアサポート事業**」・「**居住サポート事業**」を実施します。
- 5.相談支援の質の向上と、相談ニーズに添った支援に必要な知識や技術等を身につけるために、事例検討会等研修の**充実**に努めます。

主な業務内容

- 1 障がいのあるご本人、家族、関係者等への「**総合的な相談支援を24時間体制で実施**」するとともに、基幹相談支援センターとしての機能を遂行します。
- 2 計画相談支援・障害児相談支援・地域相談支援に重点を置き、本人の意向に沿った計画作成並びに支援提供に努めます。
- 3 ①**関係機関への支援の充実**
個別ケアマネジメントの実施に基づき、必要なサービス調整会議やケア会議をコーディネートします。
②**伊達市地域自立支援協議会の充実とネットワークの構築**
定例会議を年4回（5月、8月、11月、2月）開催するとともに、専門部会（精神障がい者地域生活支援部会、発達支援部会、高齢障がい者支援部会、働く人を支える部会、相談支援部会）の**充実**を図ります。また、個別支援会議にて支援困難事例の検討を深め、地域における課題の明確化と必要な社会資源の改善・開発に努めます。
- 4 **伊達市地域生活支援拠点整備事業**への取組（※平成30年4月～伊達市より受託）
緊急時相談（受入、体験等）や人材育成等の体制構築に取り組みます。
- 5 **ピアサポート事業**の推進と充実
事業を充実し、当事者間の相談支援のあり方の模索と、自己啓発・自己実現を支援します。
- 6 広報、情報提供に努めます。
「伊達市障がい福祉サービスガイドブック」を必要に応じて更新し、より活用しやすいものにします。また、広報誌「藍すまいる」を年3回発行し、関係機関や相談利用者等に配布します。

■相談室あいは、平成18年10月より、伊達市から委託を受け、社会福祉法人北海道社会福祉事業団が運営しています。

■対象地域：伊達市

伊達市障がい者総合相談支援センター「あい」

「障害者相談支援事業」とは・・・

「障害者等が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の障害者等の福祉に関する各般の問題につき、障害者等、障害児の保護者又は障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するとともに、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業」と定義されています。